

第3期中期目標の期間の終了時の検討に係る意見（案）

令和2年 月 日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府地方独立行政法人
大阪府立病院機構評価委員会
委員長 山崎 芳郎

意 見 書

地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 30 条第 2 項に基づく、地方独立行政法人大阪府立病院機構に係る本評価委員会の意見は、下記のとおりである。

記

第3期中期目標期間の終了時に見込まれる業務実績について、知事は「新型コロナウイルス感染症の影響により、最終的な目標の達成については不透明な状況であるものの、令和元年度までの実績は、全体として目標を十分に達成する見込みのものである」と評価し、本評価委員会としてもそれを妥当としたところである。

よって、地方独立行政法人大阪府立病院機構の業務の継続又は組織の存続について、現状特段の問題はないと考える。

引き続き、大きな医療課題である新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、政策医療及び高度専門医療を提供するとともに、府域における医療水準の向上を図り、府民の健康の維持及び増進に寄与するという、法人の担うべき役割を果たしてもらいたい。

以上